

研究活動にかかわる不正行為

文教科学委員会調査室 ひらた ひろあき
平田 容章

1. はじめに

近年、クローン技術に関する世界的に著名な研究者であった韓国の黄禹錫・元ソウル大学教授らによる研究成果が捏造であると判明するなど、科学者による不正行為が相次いで指摘され、国際社会に大きな衝撃を与えている。

我が国においても、総合科学技術会議の元議員である早稲田大学理工学部松本和子教授による研究費の不正使用問題を始めとして、大学や研究機関における研究データ捏造など、研究活動にかかわる不正行為が次々と発覚し、科学技術に対する国民の信頼を損なう深刻な問題となっている（表1）。

科学者は、「学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する」¹ことから、不正行為を行った科学者に対しては、科学者社会が科学者としての名誉喪失などの社会的制裁を科すことによって、再発の防止に努めてきた。また、国民も、このような科学者社会の自浄作用をもって了としていた。

しかし、相次ぐ不正は科学技術に対する国民の信頼への背信行為であり、原因の究明と再発防止が不可欠であることから、国及び関係機関等は、不正行為の防止、発生時の対応等を定めたルールを明確化し、科学者のモラル向上を図るための取組を開始した。

本稿では、近年明らかとなった不正行為の類型、不正行為に対する規制や罰則の現状、不正行為の発生する要因や背景を紹介するとともに、国や関係機関等の対応と今後講ずべき対策について述べることにする。

表1 研究活動にかかわる不正行為の主な事案²

平成12年11月 東北旧石器文化研究所	NPO法人である研究所の副所長が、自ら収集した石器を埋め、旧石器時代の遺跡を次々に発見したというもの。25年間に180ヶ所以上の遺跡捏造を行ってきたことが判明し、考古学に対する社会的信頼を失墜させた。同研究所は平成16年1月に解散した。
平成15年1月、 平成15年10月 東京大学	大学院医学系研究科教授が、文部科学省の科学研究費補助金等を不正に流用。東大は同教授を停職1か月の処分とした。その後、日本馬主協会連合会に虚偽の申請を行って研究費を受領していたことも発覚し、東大は同教授を停職6か月の処分とした。
平成15年8月 東京大学	副学長(文学部教授)が、科学研究費補助金をカラ出張により不正受給したとして副学長職を辞職。東大は同教授を停職3か月の処分とした。
平成16年1月 東京慈恵会医 科大学	臨床医学研究所長が、取引の水増しなどで取引業者の口座に資金を不正にプール、私学助成金を不正受給していたとして懲戒解雇された。これとは別に、慈恵医大では、科学研究費補助金で、応募資格の無い研究者らが研究費を不正受給していた。17年1

	月、文部科学省は74人の応募資格を停止したうえ、同大から約5億円を返還させた。
平成16年12月 理化学研究所	研究員2人の論文3本に不正の疑惑があるとの内部告発を受け、調査を実施。2本の論文にデータ改ざん等が認められ、他1本はデータ改ざんの可能性が極めて高いことを確認した。理研は研究員に対して論文の取下げを勧告。その後研究員2人は辞職。
平成17年5月 大阪大学	医学部学生が発表した肥満に関する論文について、阪大は学生がデータの捏造、改ざんを行ったと断定。18年2月、論文共著者の教授を停職1か月、論文責任者の教授を同2週間、学生を指導していた特任研究員を戒告、筆頭著者の学生を厳重注意とした。
平成17年9月 東京大学	日本RNA学会が、平成17年春、「実験結果が疑問」として、大学院工学系研究科教授らの論文調査を東大に依頼。18年5月、東大は論文に「再現性、信頼性がない」と断定し、同教授と助手を懲戒相当とした。文部科学省は同教授に対する18年度科学研究費補助金の交付を留保している。
平成17年10月 慶應義塾大学	医学部教授が、文部科学省や厚生労働省の研究費を取引業者にプールさせ、補助対象外の実験装置の購入などに充てていた。慶大は同教授を停職3か月の処分とした。
平成18年4月 神戸大学	工学部教授、連携創造センター教授らが、平成16年、特許出願申請の際、実験データを捏造していた。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成事業の申請に特許出願番号を記載し、採択されていた。教授らは捏造を認め、神戸大は特許出願を取り下げた。神戸大は、教授2人を訓告、工学部長ら3人を厳重注意とした。
平成18年6月 早稲田大学	松本和子理工学部教授が、平成11年度から13年度にかけて、文部科学省の科学技術振興調整費などを不正流用していた。同教授は大学に辞表を提出。同教授は18年1月まで、国の総合科学技術会議議員を務めていた。また、文部科学省が研究不正の防止策を検討するため設置した委員会の主査代理も務めていたが、18年6月に辞任した。早大は、同教授を懲戒解任相当の停職1年間の処分とし、退職勧告を行った。
平成18年7月 信州大学	教育学部助教授が、採用時と昇任時に、論文の捏造、盗用など、虚偽の業績を報告していたとして懲戒解雇された。私文書偽造などの疑いで刑事告発も行われる方針。
平成18年9月 大阪大学	大学院生命機能研究科教授が、論文責任者を務める2論文において、実験データの捏造・改ざんを行い、共著者に無断で論文誌へ投稿していた。共著者の助手などが捏造を指摘し、投稿の取下げを要請。この助手は、同研究科の研究公正委員会が調査を行っていた時期に自殺している。

(注) 1. 年月は報道や公表があった時期。

2. 上記には、当事者が機関等による処分や事実認定を不服であるとして、司法手続等により係争中の事案も含まれる。

2. 研究活動にかかわる不正行為とは

(1) 不正行為の類型と法令上の規制・罰則

研究活動にかかわる不正行為について法令上の定義はないが、不正問題に関する国や関係機関の報告書等においては、「捏造、改ざん、盗用などの研究自体の不正行為」と「研究費の不正使用」が代表例として示されている(表2)。これらの不正行為はいずれも社会規範に反するものであるが、前者は主に研究者倫理に反する(場合によっては著作権法等の法令違反に問われたり損害賠償請求を受けたりすることもある)という意味で罪深い行為であると認識されている一方、後者は刑法の横領や詐欺、あるいは補助金適正化法などの法令に違反する行為であるという違いがある。また、不正を防止するための対策や、不正発生時の事実認定の方法も異なっている。国や関係機関等においては、不正にかかわるルールや指針等の作成に当たって、両者を区別して扱っているケースが多い。

表2 研究活動にかかわる不正行為の主な定義

総合科学技術会議 / 研究上の不正に関する適切な対応について(平18.2.28)	研究上の不正とは、主として、研究の提案、実行、研究成果の発表等における、ねつ造、改ざん、盗用を指すものであり、悪意のない間違い及び意見の相違はこれには含まれない。なお、研究資金の不正経理及び不正受給については、既に別途対応がなされており、本意見では対象としていない。
文部科学省 科学技術・学術審議会 特別委員会 / 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて(平18.8.8)	不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動と研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為に他ならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為の代表例と考えることができる。
日本学術会議 / 科学者の行動規範(平18.10.3)	5. (研究活動) 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。 7. (法令の遵守) 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
日本学術会議 学術と社会常置委員会 / 科学におけるミスコンダクトの現状と対策(平17.7.21)	科学上の「ミスコンダクト」とは、第18期(対外報告)に「不正行為」としていたものとほぼ同義で、捏造(Fabrication)、改ざん(Falsification)、盗用(Plagiarism)(FFP)を中心とした、科学研究の遂行上における非倫理的行為を指している。不法性、違法性よりも倫理性、道徳性を重視する意味で、また、対象として広く社会規範からの逸脱行為も視野に入れておくために、今期は、あえて「ミスコンダクト」と呼ぶことにした。

表1に示したような不正行為の事案や表2の定義等を踏まえると、研究活動にかかわる主な不正行為は、以下の から のように類型化される³。

- 学術論文・特許申請等にかかわる実験データ・試料・史料等の捏造・改ざん
- 他の研究者等の研究成果やアイデアの盗用
- 研究成果の発表にかかわる不正（同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ）
- 研究費（特に公的研究費）の不正使用
- 研究費申請の際、虚偽の実験計画や研究実績（論文の執筆実績・予定等）を提出
- 研究ポストへの応募の際、虚偽の研究実績（論文の執筆実績・予定等）を提出

なお、 から 以外の不正行為や不祥事の例としては、研究活動に係る法令・指針等の違反（クローン技術規制法、放射線障害防止法、特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示）など）、収賄（公務員、国立大学法人役職員、法令により定められた独立行政法人役職員等の場合）、窃盗・業務上横領・背任（研究データ等の無断持ち出し、研究機器等の無断売却など）、アカデミック・ハラスメント（学校や研究機関におけるいじめ、嫌がらせ、無視、セクハラなど）等の行為が挙げられ、民事上又は刑事上の責任を問われたり、内規違反として処分されたりする事案が公表・報告されている⁴。

から に相当する不正行為が、どのような法令上の規制・罰則の対象となり得るかについては、表3に考え方の一例を示したが、実際上は関係者が告発や提訴等を行うかどうか

かによるところが大きく、最終的には司法判断により決定されるべき事柄である。

表3 研究活動にかかわる不正行為に対する我が国の法令上の規制・罰則

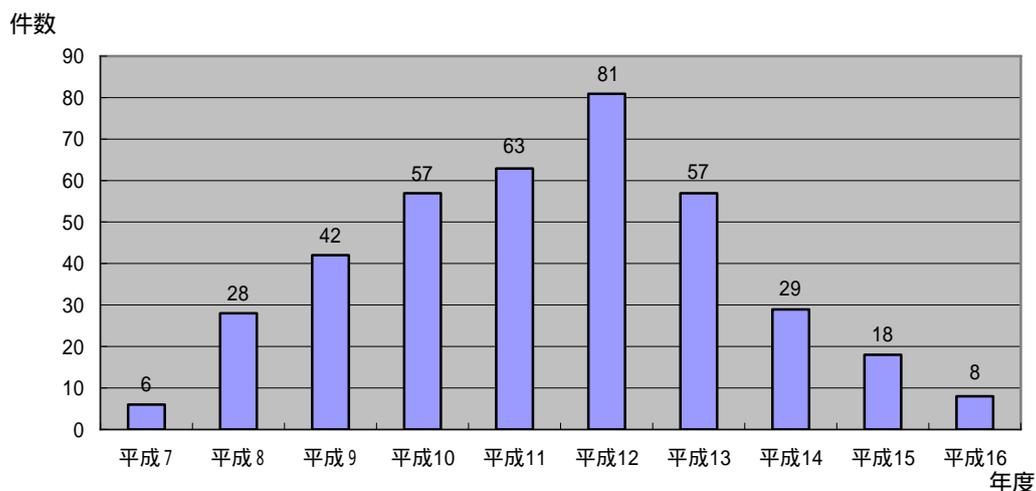
論文等にかかわる実験データ等の捏造・改ざん	<ul style="list-style-type: none"> 研究者等が自ら取得した実験データ等を捏造・改ざんし、論文に記載する行為そのものを直接禁止し、違反した者を処罰する具体的な規定を含む法令は無い。 ただし、当該行為が原因となって、企業、大学、研究機関等、他者の権利又は利益を侵害した場合、民事上の損害賠償請求(民法709条)を受ける可能性がある。 当該論文を研究実績として掲げ、研究費を受給した場合、又は教職・研究職等を得た場合については、下記 を参照。
他人の研究成果やアイデアを盗用して論文を執筆	<ul style="list-style-type: none"> 著作権及び著作者人格権を侵害した場合、著作権法上の差止請求、損害賠償請求、名誉回復等に必要な措置の請求を受け、罰則を科される可能性がある。 ただし著作権法の保護の対象は「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条)であるため、他の研究者等の研究成果やアイデアに基づく記述が論文にあったとしても、他者の著作物と同一又は実質的に同一の表現である、又は翻案であると認められない限り、著作権及び著作者人格権の侵害にはならない。
研究成果の重複発表、不適切な論文著者の公表	<ul style="list-style-type: none"> 論文の重複発表や論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ(研究への貢献がない、または極めて小さい研究者を共著者に含めること)そのものを直接禁止し、違反した者を処罰する具体的な規定を含む法令は無い。 ただし、当該行為が原因となって、企業、大学、研究機関等、他者の権利又は利益を侵害した場合、民事上の損害賠償請求(民法709条)を受ける可能性がある。
研究費の不正使用	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助金による研究の場合、補助金適正化法違反となる。同法18条に基づき、交付の決定を行った各省各庁の長が返還命令を行う。罰則は、最高で5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科。 国の補助金以外の場合は、業務上横領(刑法253条)等に問われる可能性がある。
虚偽の実績、計画に基づく研究費の受給	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助金による研究の場合、補助金適正化法違反となる。研究費の不正使用と同様に返還・罰則の対象となる。 国の補助金以外の場合は、詐欺(刑法246条)に問われる可能性がある。
虚偽の実績、経歴に基づく教職、研究職等への応募	<ul style="list-style-type: none"> 事実証明に関する文書の偽造に関して私文書偽造行使等の罪(刑法159条)に問われる可能性がある。公文書に記載すると公文書偽造等(刑法155条)や虚偽公文書作成等(刑法156条)に問われる可能性がある。 給与、研究費等の受給に関して詐欺(刑法246条)に問われる可能性がある。

(2) 相次ぐ不正行為の実態と背景

昨今、研究活動にかかわる不正行為が相次いで指摘されているが、その実態は、ほとんどの競争的資金において明らかにされておらず、実際の発生件数の増加の程度は不明である。

文部科学省科学研究費補助金については、図1のとおり、平成12年度まで増加基調にあったが、13年度以降は年々減少している。この理由として、平成15年、文部科学省が同補助金について、不正使用をした研究者の応募資格を停止するという厳しい罰則を導入したため、研究者への資格停止導入は効果があったとの指摘がある⁵。しかし、本年6月に発覚した早稲田大学松本教授による不正が11年度から13年度に行われていたように、多くの場合は、実際に不正行為を働いてから発覚するまでにタイムラグがあることから、今後数年のうちに、13年度以降の不正事案が明らかとなり、件数が増加する可能性もある。

図1 科学研究費補助金において不正使用された研究課題数の推移（行為年度別）



（出所）文部科学省資料（件数は平成18年8月現在）

いずれにせよ、研究活動にかかわる不正行為が相次いで指摘されている背景については様々な分析が行われており、主なものとしては、以下のような指摘がある⁶。

日本人研究者の研究内容が世界的に注目され、国内外から実験結果に厳しい視線が注がれるようになった結果、不正行為が発覚するケースが増加した。

数年前までは、大学等では研究費の目的外使用やプール等の行為は「必要悪」と認識されていたが、最近になって不正に対する罰則の整備・適用が厳格になり、いまだ意識の希薄な研究者の不正行為が発覚したり告発されたりするケースが増加した。

研究者に対する心理的圧力が高まっており、不正行為が増加している可能性がある。

研究者等が提案する研究開発課題を評価して優れた課題を採択し、資金を配分する競争的資金が増加しており、研究費獲得のため世界に先駆けて論文を投稿しようとするあまり、データ改ざんなどを行う。コンピュータの画像処理などで改ざんが容易になったことも拍車をかけている。

国内の大学・研究機関においては、科学技術基本計画の方針を受け、研究者の流動性を向上する観点から、任期制の拡大が進められている。任期付きの職に就いた研究者は、より安定的な職に就くため、任期内に優れた成果を出す必要に迫られる。

国立大学法人化や研究機関の独立行政法人化以降、有名論文誌への論文掲載数、論文の被引用度、特許取得数、研究費獲得額等の客観的成果を求められる傾向にある。

大学や研究機関において産学連携や知的財産に関する取組が強化され、競争的資金を始めとした外部資金の獲得や、特許実施料収入の増加が、経営基盤の確立という観点から高く評価されるようになった。これに伴い、一部の研究者において、公的研究費は税金により賄われる公金であるという意識が希薄になり、自らの才覚により獲得した自由に使うことができる資金であるとの誤った認識を持つに至った可能性がある。特定の研究者に多額の研究費が集中し、その中の一部の不心得な者が不正を行うというケースが増加している可能性がある。

特に、⁷については、第1期、第2期科学技術基本計画の下で科学技術関係予算が増加した状況を「研究費バブル」と評して、研究費の不正使用が相次いでいる要因とする指摘も多い。確かに競争的資金は年々増加しているが、国の競争的資金を獲得している研究者はそれほど多くはない。例えば、大学の研究者が頼りとする科学研究費補助金は、平成18年度の新規採択課題の採択率は申請の22%、一課題当たりの平均配分額は約314万円にすぎない。

一方で、総合科学技術会議の調査⁷によると、一人の研究者が競争的資金や府省直轄型プロジェクトから年間10億円近い研究費を受けている例もあり、特定の研究分野、一部の研究者においては「研究費バブル」が生じている。不合理な重複や過度の集中が、一部の不心得な者の不正使用の動機となっている可能性は否定できない。

このような状況を受け、政府は、一部の研究者への研究資金の集中を排除するため、競争的資金の申請者に番号を割り当てて研究費の助成や研究成果等を一元的に管理する「研究開発データベース」の整備に着手し、19年度から運用することとしている⁸。

(3) 公的研究費に関する制度上の課題⁹

従来、公的研究費について、以下のような制度上の課題が指摘されていたが、これらは主に大学において研究費の目的外使用やプール等が行われていた要因とも言われている¹⁰。

予算の単年度原則（予算を年度内に執行し、研究費の使途を国への報告書にまとめる都合上、12月ごろまでにすべての物品購入を終えることを求められていた）

費目間流用の制限（研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の流用が制限されていた）

研究費交付の遅れ（多くの競争的資金において研究費の交付時期が年度開始当初の4月ではなく、場合によっては数か月も遅れており、研究活動の妨げとなっている）

上記の⁹から¹⁰については、教育政策や科学技術政策のみならず、規制改革の観点からも指摘がなされ、関係府省等において改善が進められている。

⁹については、研究費が、年度を越えて予算執行を可能とする「繰越明許費」として認められ、平成16年度時点で、国の競争的資金の95%相当の予算が対象となった。しかし、繰越明許の要件が厳格で、加えて制度の周知が不十分であったため、17年度の科学研究費補助金における制度の活用実績は極めて低調であった。このため、科学研究費補助金に関しては、18年度から要件を緩和して適用対象を拡大するとともに、研究機関や研究者に制度の周知を図ることとしており、他の制度においても同様の運用が望まれる。

¹⁰については、各府省において規程・要綱等の変更により、おおむね30%を上限に費目間の流用を認める、配分機関の独法化に伴い弾力的な運用を行う等の措置がとられた。

¹¹については、科学研究費補助金において、新規採択課題の公募・審査を前年度から実施したり、継続課題については年度当初に交付したりするなど、交付決定時期の早期化に努めている制度もあるが、全体としては不十分である。研究環境の改善と不正誘発を抑止する観点から、今後、すべての競争的資金において継続課題の年度当初支給や新規採択課題への研究費交付の早期決定がなされるよう、関係府省等の一層の努力が必要である。

3. 不正の防止に向けた対応

(1) 国や関係機関の主な対応

総合科学技術会議は、研究成果の捏造や公的研究費の不正使用等の研究上の不正問題への速やかな対応が必要であるとして、平成18年2月、「研究上の不正に関する適切な対応について」を公表し、日本学術会議を始めとする研究者コミュニティ、関係府省、大学・研究機関等に対し、倫理指針や研究上の不正に関する規定の策定を求めた(表4)。

これを受け、文部科学省は、研究上の不正に関するルールを定めるため、科学技術・学術審議会の下で、競争的資金等を活用した研究活動におけるデータ捏造等の不正行為への対応指針(ガイドライン)の検討を行い、本年8月に報告書「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」をとりまとめた。

表4 科学者団体、大学、研究機関等の対応

日本学術会議	平成18年10月、科学者個人の自立性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範として、11項目からなる「科学者の行動規範」を策定した。また、「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」をとりまとめ、すべての教育・研究機関、学協会、研究資金提供機関に対して、研究倫理プログラムを策定し、構成員に周知して遵守を徹底すること、不正行為などの疑義の申し立てや相談窓口を設けること、不正行為、特にデータのねつ造、改ざん及び盗用には、厳正に対処することなどを要請した。
大学、研究機関等	理化学研究所は、平成17年12月、研究活動の行動規準及び遵守事項、不正の疑義が生じた場合の研究所の対応及び関係者のとるべき措置などを定めた「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」を制定した。研究機関としては先駆的な取組である。18年5月に日本学術会議が全国の大学や研究機関を対象に実施したアンケート調査(半数に当たる1323機関から回答)によると、不正の告発窓口や対応組織・手続を決めているのは167機関(12.6%)、「倫理綱領」を制定しているのは177機関(13.3%)、「制定予定なし」が548機関(41.4%)である ¹¹ 。

一方、公的研究費の不正使用については、以前より、競争的資金の公募要領や委託契約書等において、不正の内容に応じて応募資格の停止や補助金の返還などの罰則が定められており(表5)、平成17年に関係府省は制度間の情報共有や不正使用等に対する応募資格制限の一斉適用を申し合わせている。しかし、本年6月に明らかとなった早稲田大学松本教授の事案をきっかけに、国や関係機関においては、取組を強化する動きが加速化した。

総合科学技術会議は、同会議の元議員である松本教授の事案が明らかとなって以降、関係府省や関係機関が今後取り組むべき共通的な指針の検討を行い、本年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を公表した。松田科学技術政策担当大臣は、「研究機関において共通的な指針にのっとった体制の整備等がなされていない場合は、競争的資金を配分しない」と記者会見で述べている¹²。同会議は共通的な指針に基づく関係府省等の取組の状況をフォローアップしていく方針である。

文部科学省は、松本教授による科学技術振興調整費(調整費)の不正使用を受けて、調整費に関する緊急自己点検等を行うとともに、公的研究費の適切な使用の徹底を図るための方策等について、省内の対策チームによる検討を行い、本年8月に結果をとりまとめた。

今後、有識者による検討会において、大学等が研究費の不正使用防止のために取り組むべき内部監査の実施基準（ガイドライン）の検討を行い、本年12月を目途にとりまとめる予定である。同省は、報道発表において「仮に不正や不当な行為やその徴候が見られた場合には契約の解除もあり得ます」¹³との姿勢を示している。

表5 科学研究費補助金の不正受給及び不正使用に関する罰則

<p>不正または虚偽による科研費の受給の場合 補助金の返還：該当する補助金に加算金が科される場合があります 応募資格の停止：受給した本人・それを共謀した本人 5年 （すべての研究課題について5年間の交付停止） 〔 分担金の配分を受けている研究分担者は、その分担金を受け取れなくなり 文部科学省の他の競争的研究資金も自動的に停止されることがあります 〕</p> <p>受給した科研費の不正な使用の場合 補助金の返還：該当する補助金に加算金が科される場合があります 応募資格の停止：不正使用した本人・それを共謀した本人 2～5年 （すべての研究課題について2～5年間の交付停止） 〔 分担金の配分を受けている研究分担者は、その分担金を受け取れなくなり 文部科学省の他の競争的研究資金も自動的に停止されることがあります 本人以外の共同研究者 1年（新規応募について1年間の応募資格の停止） 〕</p> <p>文部科学省の他の競争的研究資金の不正な使用の場合 応募資格の停止：不正使用した本人 他の競争的研究資金の交付停止期間と同じ期間</p>
--

（出所）文部科学省／日本学術振興会「科研費ハンドブック（研究者用）2006年度」

（2）研究活動に対する規制強化の是非

研究活動にかかわる不正が次々と発覚する事態を受け、関係府省、大学・研究機関等はルール作りに追われており、これまで我が国の科学界が「科学者の良心」にのみ頼ってきたことの限界の現れであると言われている¹⁴。

公的研究費にかかわる不正は、端的に言えば公金の横領・詐取に類する行為であり、新たな科学的知見を創造する科学研究の本質とは別の問題である。研究費の不正使用に関しては、制度の改善により防止することは可能であることから、国や関係機関は、研究費管理を大学や研究機関の責任で行う体制を整備する必要がある。

一方で、研究成果の捏造・盗用等の不正は、「科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するもの」¹⁵であり、憲法第23条の「学問の自由」の観点からも、国が介入や干渉すべきものではない。関係者の間では、論文の不正について「研究者社会が自律的に改善に取り組むべき」「法律や規制によって論文の不正を防止しようとするれば、創造的な研究活動の停滞を招く。」（野依良治・理化学研究所理事長）¹⁶、「政府による規制や不正の摘発は最終手段である。まずは、日本に固有の課題は何かを科学界が判別し、時代により適した解決策を見つける必要がある」（黒川清・日本学術会議会長）¹⁷として、国による過剰な規制が行われることを懸念する声もある。

研究成果の捏造・盗用等の不正が発覚した研究者は、学界で研究者としての信用を失うだけでなく、公的な研究費助成の応募資格を一定期間失う、研究費の返還を求められる、

所属機関から解雇も含めた懲戒処分等を受けるなどの社会的制裁を受ける可能性が高い。特に、高額の研究費が必要となる自然科学系の研究者にとって、競争的資金の支給及び応募資格停止という罰則は死活問題であり、研究の大幅な縮小や中止を余儀なくされる。それにもかかわらず捏造・盗用等が起こるのは、功名心やプレッシャーに駆られた研究者にとって、それらの不正を行うことは極めて容易であるとともに、そのような研究成果の発表を制度により阻止することは相当困難だからである。

研究活動にかかわる不正は、「学問の自由」を研究者自らが放棄する行為であるだけでなく、国として「社会・国民に支持される科学技術」¹⁸を目指すに当たって極めて深刻な事態である。すべての研究者は、研究者倫理の重要性と社会的責任の重さを認識し、自己規律の確立に努める必要がある。国、配分機関、大学、研究機関等の関係機関は、公費を投下されているという自覚の下、不正行為への対応に必要な体制の整備やルールづくりに万全を期すとともに、一方で研究活動の萎縮を招くことのないよう留意する必要がある¹⁹。

(3) 国や関係機関が講ずべき対策

第3期科学技術基本計画においては、優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方に科学技術政策の重点を移すため、「モノから人へ」という科学技術政策の基本姿勢が示された。その矢先に発覚した総合科学技術会議の元議員による研究費の不正使用問題は波紋を広げている。「聖域なき歳出削減」が進められる中で科学技術関係予算は「明日への投資」として例外的に優遇されてきたが、財務省は「不正が続いたのに、予算が増えるのは国民の目から見てもおかしい」と厳しい姿勢を示していると言われる²⁰。

国は研究活動にかかわる不正行為への取組として、国・配分機関・研究機関（大学を含む）における監査体制を強化するためのシステムやルールの整備を進めているが、国による研究内容への管理統制や関係者に対する告発の奨励は望ましいことではない。また、昨今の状況を研究者の一人一人が自分たちの問題としてとらえることは必要であるが、科学技術関係予算を削減することで研究者社会全体に対して連帯責任を負わせたとしても、不正行為の抑制に資するものではなく、国民の理解が得られるかどうか疑問である。

国や関係機関は、様々な不正の原因や背景等を踏まえ、より良い研究環境や制度を構築するため思い切った改革に着手すべきであり、早急に以下の対策を講ずる必要がある。

不正の実態把握なしには、対策の検討やその効果の分析は困難であることから、国は競争的資金を始めとして、国費による研究等の不正の実態を調査し、情報を公開する。

すべての競争的資金制度において、研究費の繰越明許（年度を越えた繰越）の活用と交付時期の早期化を進める。また、研究機関、研究者に対し、余った予算の返納を奨励するとともに、返納に対するインセンティブの構築を検討する。

競争的資金の効率的かつ弾力的な運用を可能とする観点から、将来的にはすべての競争的資金の配分を独立行政法人が行うこととし、国の予算制度上の制約を外す。行政改革を推進する観点からも有効な施策である。

研究費の機関管理を進めるため、競争的資金を獲得した研究者の所属機関に対して研究費の一定比率の経費が配分される「間接経費」を、第3期科学技術基本計画に明記

されたとおり、すべての制度において早期に研究費の30%へ拡充する。研究機関は、不正防止に向けた体制整備や不正に関する調査を行うための経費に間接経費を充当する。研究費の重複支給や特定の研究者への集中を排除するため、内閣府において府省共通研究開発管理システム（研究者情報、受託研究費等を登録したデータベース）を早急に整備する。また、研究費の集中を排除するための基準の明確化を図る。研究機関及び配分機関の行う監査の標準化を進め、省庁・機関・制度毎にルールが異なることに伴う混乱や手続の煩雑化を避ける。ガイドライン・公募要領等の違反や不正に関する罰則を抑止力として有効に機能させるとともに、処分の公平感が損なわれることのないよう、様々な法令や免許制度・資格制度等における罰則も参考にしながら、各制度共通の基準を検討する。競争的資金への応募資格停止は行政手続法上の不利益処分相当することから、ガイドライン・公募要領等においては、当事者より聴聞又は弁明の機会の付与の求めがあった場合に適正な手続が踏まれるようにする。補助金適正化法に基づく補助金等の交付決定の取消や返還命令についても、不服申出の手続に留意する。関係機関においては、研究者に法令・規則・規範や研究者倫理を教育するとともに、研究活動及び競争的資金等にかかわる基本的ルールの周知に努める。大学や研究機関における「任期制」の導入は、研究活動の活性化に資するという評価がある一方で、不正が起こる背景の一つとも言われることから、我が国の研究者のキャリアパスの現状について調査を行い、必要に応じて施策や制度の改善を図る。

-
- 1 『科学者の行動規範』（日本学会会議 平 18.10.3）
 - 2 『学術と社会常置委員会報告 科学におけるミスコンダクトの現状と対策』（日本学会会議 学術と社会常置委員会 平 17.7.21）
 - 3 『研究活動における不正行為の代表的事例』（文部科学省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会（第1回）資料5 平 18.3.17）『読売新聞』（平 18.5.13、18.7.4）
 - 4 『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて』（文部科学省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会 平 18.8.8）
 - 5 『読売新聞』（平 18.7.30）
 - 6 『読売新聞』（平 18.5.13）『公的研究費の不正使用等の防止に関する取組の状況について』（第57回総合科学技術会議資料2-2 平 18.7.26）『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて』（文部科学省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会 平 18.8.8）
 - 7 第48回総合科学技術会議議事録10頁（平 17.8.11）
 - 8 『朝日新聞』（平 18.7.8）『日本経済新聞』（夕刊）（平 18.7.8）
 - 9 『科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）』（総合科学技術会議基本政策推進専門調査会制度改革WG 平 18.7.21）
 - 10 井村裕夫『21世紀を支える科学と教育』（日本経済新聞社、平 17.10）
 - 11 『毎日新聞』（平 18.8.26）
 - 12 松田内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平 18.6.30）
 - 13 『科学技術振興調整費の平成18年度新規採択課題について』平 18.7.14 付け文部科学省報道資料
 - 14 『読売新聞』（平 18.5.13）
 - 15 『研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて』（文部科学省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会 平 18.8.8）
 - 16 『日本経済新聞』（平 18.2.6）
 - 17 『毎日新聞』（平 18.2.11）
 - 18 『科学技術基本計画』（閣議決定 平 18.3.28）
 - 19 『公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）』（総合科学技術会議 平 18.8.31）
 - 20 『毎日新聞』（平 18.7.8）